

## 独占禁止法の課徴金に関する主要な判例

## 1. 東京高裁平成9年6月6日判決

【事案の概要】 社会保険庁が発注する物品公共調達に係る入札談合事件について、既に刑事罰が確定し、かつ当該違反事実を原因として国から不当利得の返還を請求されている法人事業者告に対し、公正取引委員会が、同一の事実に係る課徴金の納付を命じる審決をしたことについて、「課徴金制度は、不当な経済的利得を違反事業者から剥奪しようとする制度であり、民法上の不当利得に関する制度と類似する機能を有する面がある」として、「このような場合には、国の不当利得返還請求相当額を課徴金の対象となる売上額の算定から控除するという解釈・運用を行うべき」等として争われた事例。

独占禁止法が課徴金によって剥奪しようとする不当な経済的利得とは、あくまでカルテルが行われた結果、その経済効果によってカルテルに参加した事業者に帰属する不当な利得を指すものであり、しかも、同法は、現実には、法政策的観点から、あるいは法技術的制約等を考慮し、具体的なカルテル行為による現実の経済的利得そのものとは一応切り離し、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗ずる方法により算出された金額を、いわば観念的に、右の剥奪すべき経済的利得と擬制しているのである。

これに対し、民法上の不当利得に関する制度は、正当な法律上の理由がないのに経済的利益を得て、これによって他人に損失を及ぼした者に対し、公平の理念に基づいて、その利得の返還を命ずる制度であり、この場合、返還を命ぜられる利得の額は、損失の範囲に限られる。

右のように、民法上の不当利得に関する制度は、専ら公平の観点から権利主体相互間の利害の調整を図ろうとする私法上の制度であって、前示の課徴金制度とはその趣旨・目的を異にするものであり、両者がその法律要件と効果を異にするものであることはいうまでもない…。

…本件においても、当然には、本件課徴金と国が原告らに対し返還を求めている不当利得金とが実質的に重複する関係にあり、原告らが同一の事実関係を原因として二重の経済的不利益を課される結果とならないように両者の調整を要するものといえないことは明らかである…。

\* 最高裁判決（資料7の1（5））においても上記判断を是認。

## 2. 最高裁平成 17 年 9 月 13 日判決

【事案の概要】 損害保険事業者が構成する事業者団体において営業保険料率に係るカルテル行為がされたとして、公正取引委員会が、違反事業者（損害保険業者）らに対して命じた課徴金納付命令について、課徴金の額を算定する基礎となる対価は、損害保険業者が収受した営業保険料の合計額から純保険料又は実際に保険金の支払に充てられた部分の額等を控除した残額であるべきであり、当該納付命令額は過剰であるとして争われた事例。

独禁法の定める課徴金の制度は、・・・カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め（独禁法 8 9 条）やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度（独禁法 2 5 条）に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方式を採っているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。

・・・そうすると、上告人が、被上告人らが本件実行期間中に収受した営業保険料の合計額を売上額とし、これに所定の割合を乗じて得られた額の課徴金の納付を被上告人らに命じた本件審決は、適法である。